

瀬戸市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 1 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 4 号

瀬戸市庁舎管理規則の一部を改正する規則

瀬戸市庁舎管理規則（平成 18 年瀬戸市規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この規則は、庁舎（瀬戸市追分町 6 4 番地の 1 に所在する瀬戸市役所の庁舎建物（瀬戸市行政組織規則（平成 17 年瀬戸市規則第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する本庁の事務を行う建物をいう。以下「庁舎建物」という。）、<u>附帯設備及び附帯施設並びにこれらのための敷地をいう。以下同じ。）</u>における秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防に関し必要な事項を定め、公務の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。</p> <p>（喫煙の禁止）</p> <p>第 11 条 何人も、<u>庁舎</u>において、指定された場所を除き、喫煙することができない。</p> <p>2 から 4 まで <省略></p>	<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この規則は、庁舎（瀬戸市追分町 6 4 番地の 1 に所在する瀬戸市役所の<u>庁舎（附帯設備を含む。）</u>及び附帯施設並びにこれらのための敷地をいう。以下同じ。）における秩序及び美観の保持並びに火災及び盗難の予防に関し必要な事項を定め、公務の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。</p> <p>（喫煙の禁止）</p> <p>第 11 条 何人も、<u>庁舎建物（瀬戸市行政組織規則（平成 17 年規則第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する本庁の事務を行う建物をいう。）</u>において、指定された場所を除き、喫煙することができない。</p> <p>2 から 4 まで <省略></p>

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。